

No 254

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	AED（自動体外式除細動器）配備・管理	開始年度	平成 16 年度
所属	みなと保健所生活衛生課庶務係	種別	—
所管課長	みなと保健所生活衛生課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都市居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	① 健康危機管理機能の強化		

事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・心筋梗塞などの救急時の傷病者に対し、現場に居合わせた方が、いち早く一次救命措置による蘇生を施し、救命率の向上を図るため、区の施設にAEDを配備します。 ・区のホームページに、区内のAED設置場所をわかりやすく示した「AEDマップ」を公開し広く周知します。万一のときに備え、区民の生命と健康を守ります。
事業の対象	職員・区民等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・AED（自動体外式除細動器）を区施設に配備することによって、区民の安全と安心を強化します。 ・普通救命講習（AED業務従事者）の実施によるAEDの適切な管理、緊急時の迅速かつ的確な対応の充実を図ります。 ・「AEDマップ」を作成し、区のホームページに公開します。
根拠法令等	—

事業の成果

指標	指標1	救命講習受講者数			指標2	区施設AED配備台数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	395	263	66.6%	平成28年度	15	15	100.0%	平成28年度			
平成29年度	330	283	85.8%	平成29年度	34	40	117.6%	平成29年度				
平成30年度	300	—	—	平成30年度	163	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	救命講習会の受講者が増加しており、緊急時に迅速な対応が期待できます。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	16,612	16,612	0	0	0	0	-649	0	15,963	13,940	87%
平成29年度	13,111	13,111	0	0	0	0	0	0	13,111	12,237	93%
平成30年度	34,493	34,493	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度は、AED151台の更新配備により、事業経費が増大しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	・万一来備え、AEDの配備について、区民の要望は高いと考えています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	・22区で同様の取組を行っています。
コスト削減の工夫・余地	・AEDの配備経費については、機器の更新など当該年度の購入数に変動があり、コスト削減は困難です。同時に、数多くの機器を購入することで、1台あたりの単価を下げることはできますが、予算規模は一時的に大きくなります。施設により機種や購入時期が異なるため、更新に合わせて機種を統一することなどの課題があります。
委託の有無	一部委託
委託の内容	なし 一部委託 全部委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	・AEDマップ作成業務(AED設置場所状況調査業務)
事業の課題	・24時間対応のコンビニエンスストアの設置について、要望があります。コンビニエンスストアにAED設置についての考え方を調査します。
次年度へ向けた事務の改善点	・AEDは高度管理医療機器のため、日常点検が重要です。維持管理の事務処理について、有効な方法を検討します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	・AEDの配備、AEDマップの掲載及び普通救命講習を実施することにより健康危機管理意識を高め、区民の生命と健康を守ることは、区の責務です。
② 事業の効果性	4	・区のホームページに「AEDマップ」を掲載しAEDの設置場所を周知するとともに、区の施設にAEDを配備することで、万一来の際にAEDの使用が、救命につながります。
③ 事業の効率性	4	・区が設置するAEDに加え、利用可能な民間施設に設置されているAEDを「AEDマップ」で周知することで、万一来の備えの効率性を高めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	<p>・区施設における区民の生命を守るため、普通救命講習の実施とともにAEDの配備が必要であり、いつでも使用できるよう維持管理が重要です。今後も引き続きAEDを適切に配備します。</p> <p>・万一来に備え、AEDの設置は重要です。また、民間施設を含めた区内設置場所の「AEDマップ」を作成し、区のホームページに公開することにより、区民の安全と安心を確保します。</p>

評価対象

事務事業名	薬物乱用防止対策	開始年度	平成 21 年度
所属	みなと保健所生活衛生課医務・薬事係	種別	—
所管課長	みなと保健所生活衛生課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	⑤ 快適で安心できる生活環境の確保		

事業概要

事業の目的	覚醒剤、大麻をはじめとする違法薬物の乱用を防止するため、小学生から高校生までの児童・生徒からその保護者等成人まで幅広く対象者に対して啓発活動を行い、違法薬物のない安全で安心なまちを目指します。
事業の対象	区在住・在勤・在学者（区内中学生を重点対象とする）
事業の概要	<p>薬物乱用防止に関する啓発活動</p> <p>(1) お祭りでの児童・生徒向け啓発活動（東京都薬物乱用防止推進港区協議会と協力し、地域のお祭りに出店し、ゲーム等で楽しみながら子供たちやその保護者に向けて薬物乱用防止について啓発します。）</p> <p>(2) 区内中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語の募集、選考及び入賞者の表彰</p> <p>(3) 薬物乱用防止に関する講演会又は研修会</p>
根拠法令等	麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、医薬品医療機器等法

事業の成果

指標	指標1	お祭りにおける啓発活動参加者数			指標2	ポスター・標語の応募者数			指標3	講演会・研修会の参加者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	400	500	125.0%	平成28年度	750	861	114.8%	平成28年度	200	137	68.5%
	平成29年度	1,500	2,209	147.3%	平成29年度	900	1,307	145.2%	平成29年度	50	57	114.0%
	平成30年度	2,000	—	—	平成30年度	1,000	—	—	平成30年度	50	—	—
指標から見た事業の成果	平成28年度に区民まつりでゲームを取り入れて普及啓発活動を行ったところ、児童やその保護者に大変好評であり、薬物乱用防止の啓発効果がありました。そのため、平成29年度からお祭りに出店する数を増やして啓発活動を実施したところ、どのお祭りにおいても好評を得て、参加者数は当初予定を大きく上回りました。また、区内中学生によるポスター・標語についても各学校の意識の高まりを受け、応募数が増加しました。講演会・研修会については、平成29年度は対象者を絞って、より専門性の高い研修会を実施しましたが、参加者からはわかりやすかったと好評でした。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	700	700	0	320	0	0	0	0	700	698	100%
平成29年度	657	657	0	325	0	0	0	0	657	654	100%
平成30年度	666	666	0	332	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	前年度に比較して特に大きく変わった点はないものの、物品単価の上昇等により事業費は微増しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	平成29年度から参加者数が伸び悩んでいた屋内行事及び街頭キャンペーンの代わりに、参加者に好評だったお祭りへの出店に集中し、出店するお祭りを増やして啓発活動を実施しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成28年度に区民まつりで行った子供向け啓発活動が大変好評であったため、平成29年度から屋内行事及び街頭キャンペーンの代わりに、お祭りに出店する数を増やし、多くの子供に対して啓発活動を行いました。引き続き、お祭りに出店し、子供に対する啓発活動を実施していきます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	類似のイベントとして、東京都は「6.26国際麻薬乱用防止デー都民の集い」及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会」を開催しました。多くの同様なイベントを行うことが、薬物の乱用防止に対して必要です。
コスト削減の工夫・余地	複数の啓発用資材を隔年で大量に購入することで単価を下げ、経費を削減します。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	東京都薬物乱用防止推進港区協議会と協働して啓発事業を行っているため、委託の余地はありません。
事業の課題	各地域のお祭りに出店する数を増やして参加者が増加したため、多くの子供に対して薬物乱用防止について啓発することができました。違法薬物は1度の使用でも、大きな影響を与える可能性があります。特に子供に対して薬物乱用の危険性を訴える機会は重要なため、引き続きお祭りへの出店を行っていきます。
次年度へ向けた事務の改善点	多くの子供に対する啓発機会の増大という点では集客力アップにより達成していますが、より印象的・効果的に薬物乱用の危険性を訴え、考えさせる展示等の工夫を検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	大麻等の違法薬物の乱用は若年層にも広がっているため、必要な活動です。
② 事業の効果性	4	事業への参加者に対して、違法薬物の危険性が伝わり、一定の効果があると考えられます。
③ 事業の効率性	4	東京都薬物乱用防止推進港区協議会と協力し、効率的に実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	違法薬物の検挙者数は横ばいであり、近年若年層の検挙者数が増えています。薬物乱用防止活動への社会的ニーズは高く、興味を持ち始める時期の児童・生徒に対する啓発活動は重要な事業です。 人が集まる場所に向くことで効率的な啓発活動を行うことができるため、今後も効率的及び効果的な活動を継続する必要があります。

No 256

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	使用済注射針回収事業助成	開始年度	平成 20 年度
所属	みなと保健所生活衛生課庶務係	種別	—
所管課長	みなと保健所生活衛生課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都市居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑤ 快適で安心できる生活環境の確保		

事業概要

事業の目的	・一般社団法人東京都港区薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に要する経費の一部を助成することで、使用済み注射針の適正な処理を図ります。
事業の対象	・一般社団法人東京都港区薬剤師会
事業の概要	・在宅にて自己注射を行う患者等の使用済み注射針の廃棄に際し、一般社団法人東京都港区薬剤師会は、感染症予防及び針刺し事故防止のため使用済み注射針の回収・廃棄事業を行っています。一般社団法人東京都港区薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に対し、使用済み注射針回収容器の購入及び処分委託の経費の一部を助成しています。
根拠法令等	港区使用済み注射針回収事業補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	使用済み注射針回収容器数			指標2	薬剤師会の経費負担率			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	2,400	2,640		110.0%	平成28年度	50		45	89.0%	平成28年度
平成29年度	2,800	2,760	98.6%	平成29年度	50	48	95.0%	平成29年度				
平成30年度	2,800	—	—	平成30年度	50	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果

・回収容器数が増加しており、針刺し事故が防止され感染症予防につながっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	245	245	0	0	0	0	0	0	245	245	100%
平成29年度	245	245	0	0	0	0	0	0	245	245	100%
平成30年度	245	245	0	0	0	0	0	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

・平成22年度から助成額の変更はありませんが、使用済み回収容器購入数と処分委託経費は増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	・感染症予防及び針刺し事故防止に向けた安全確保対策として、高いニーズがあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	・他区では、補助金交付方式、または、回収保管容器の配布、処分委託等の方式で同様の取組みを行っています。実施しています。
コスト削減の工夫・余地	・平成22年度から助成額の変更はありません。糖尿病等の在宅医療の患者数は増加傾向です。使用済み注射針の回収容器購入数及び処分委託経費は増加しており、削減の余地はありません。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	・使用済み注射針の回収事業助成は、区民の安全と安心を確保し、事故防止につながるものであるため、専門性を有する薬剤師会と連携し、区が実施する必要があります。
事業の課題	・使用済み注射針回収容器購入数及び処分委託経費の実績の増加に伴い、薬剤師会から助成額の増額の要望があります。
次年度へ向けた事務の改善点	・使用済み注射針回収容器購入数及び処分委託経費の実績を注視し、助成額について検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	針刺し事故を防止するためには使用済み注射針を安全に回収することが重要です。そのためには、継続的な事業の実施が必要です。
② 事業の効果性	5	使用済み注射針を回収することで、針刺し事故を減らす効果が期待できます。これまで、針刺し事故の報告は無く、目標は達成されています。
③ 事業の効率性	4	一般社団法人東京都港区薬剤師会の事業に助成することで、専門性を有する薬剤師が常駐する薬局で使用済み注射針を回収することができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>・一般社団法人東京都港区薬剤師会からは助成金増額の要望はありますが、助成率は約50%であり、今後、動向には注視していきませんが、同額で引き続き実施します。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

評価対象

事務事業名	衛生害虫等防除対策	開始年度	昭和 40 年度
所属	みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係	種別	—
所管課長	みなと保健所生活衛生課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	⑤ 快適で安心できる生活環境の確保		

事業概要

事業の目的	区民が衛生的で快適な生活を送ることができるように、ねずみ、蚊やハエなどの衛生害虫の被害を防止するため、相談を受け付け、必要な調査を行い対策を助言します。特に蚊についてはデング熱等の感染症を媒介することから、雨水マスから発生する蚊の対策として、道路の雨水マスに蚊の成長阻害剤を投入します。
事業の対象	区民
事業の概要	1 区民からのねずみ、蚊やハエなどの衛生害虫の相談を受け付け、必要に応じて現場調査等を行い、対策を助言します。単なる駆除ではなく、区民が自らねずみや衛生害虫に対応できるためのアドバイスを行います。 2 蚊の発生する5月から10月まで毎月1回（計6回）に渡り、道路の雨水マス約2万5千か所に蚊の成長阻害剤を投入し、蚊の成虫の発生を予防します。
根拠法令等	感染症予防法 地域保健法

事業の成果

指標	指標1	苦情相談件数			指標2	雨水マス薬剤投入			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	500	476	95.2%	平成28年度	150,000	149,941	100.0%	平成28年度			
平成29年度	500	513	102.6%	平成29年度	150,000	149,746	99.8%	平成29年度				
平成30年度	500	—	—	平成30年度	150,000	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果

- ねずみ衛生害虫に関する相談機関として区民の理解を得ています。
- 雨水マスへの薬剤投与の実施により、蚊の発生が抑制されています（薬剤投与の効果は成虫調査により確認しています）。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,019	9,019	0	0	0	0	0	0	9,019	8,791	97%
平成29年度	8,629	8,502	0	127	0	0	0	0	8,629	7,403	86%
平成30年度	7,974	7,874	0	100	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

平成29年度は天候不順等による雨水マスへの緊急薬剤投与の必要がなかったため、実績が当初の予定を下回りました

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	職員の専門性を高めるため、外部研修の受講、および係内での勉強会を実施しています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	生活環境の快適性の向上への要望は高く、海外への渡航者、帰国者が増加している現状により、感染症を媒介する蚊対策の重要性が増しています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	特別区では全区的に衛生害虫対策について、環境的防除の普及啓発、雨水マス対策を行っています。
コスト削減の工夫・余地	基本的な衛生害虫対策は区民への普及啓発等を通じた環境的防除により行い、薬剤の使用は環境的防除が行えない個所に限定しています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	雨水マスへの薬剤（成長阻害剤）の投入
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	衛生害虫の専門的知識を有する職員の育成が、今後必要とされます。 衛生害虫防除に関する啓発を、より効率的・効果的に行えるよう検討する必要があります。 雨水マス対策による蚊の発生抑制について、区民の理解を広める必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	専門的知識の習得のために研修機会を有効に活かし、職員の専門性を高めていきます。 広報媒体やホームページの見直しや、有効な活用方法を検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	快適な生活環境を維持するため、衛生害虫対策は明確な区民の需要があり、今後も大きくなると予想されます。また感染症予防について媒介蚊の対策は必須となっています。
② 事業の効果性	4	衛生害虫に関する相談対応、環境的防除の普及啓発、雨水マスへの薬剤投入により、衛生的で快適な生活環境を維持しています。
③ 事業の効率性	4	環境的防除と雨水マスへの薬剤投入の組み合わせによって効率的な衛生害虫防除が行われています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	衛生害虫の防除は、私有地も含めた区内全域での対策が必要です。道路や公園など公共の場の対策は区で行い、私有地に関する区民の自主的防除に関しては相談対応という形で支援を行っています。現在、行政が対応する部分と区民が自ら行う部分とが整理され効果を上げているため、この方向での事業継続が望まれます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	動物相談・指導	開始年度	昭和 55 年度
所属	みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係	種別	—
所管課長	みなと保健所生活衛生課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	⑤ 快適で安心できる生活環境の確保		

事業概要

事業の目的	人と動物が共生する地域社会づくりを推進するため、ペットの正しい飼い方及び動物の愛護について、効果的な啓発を図ります。 また、猫の去勢不妊手術費用の一部を補助し、飼い主のいない猫によるトラブルを減少させ、地域の良好な生活環境づくりを推進します。
事業の対象	区民
事業の概要	1 犬のしつけや飼い主のいない猫の問題について、セミナーを開催するとともに、広報紙やホームページの活用、パンフレットの作成・配布、動物イベント等により啓発を行います。 2 猫の去勢不妊手術費用の一部補助を行います。補助金額は、平成29年度までオス5,000円・メス8,000円でしたが、平成30年度からオス17,000円・メス25,000円となりました。ただし平成30年度からは、補助の対象を飼い主のいない猫に限り、飼い猫は補助の対象外としています。 3 動物関係の苦情相談に対し、各地区総合支所協働推進課と連携して対応します。
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例 港区猫の去勢・不妊手術補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	苦情相談件数			指標2	動物セミナー参加者数			指標3	飼い猫の去勢不妊手術補助頭数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	150	136	90.7%	平成28年度	150	78	52.0%	平成28年度	108	128	118.5%
平成29年度	150	143	95.3%	平成29年度	150	78	52.0%	平成29年度	115	123	107.0%	
平成30年度	150	—	—	平成30年度	150	—	—	平成30年度	0	—	—	

指標から見た事業の成果
動物相談・指導の事業は、堅調な区民の需要が見られます。セミナーの参加者を増やしていく必要があります。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,485	1,485	0	0	0	0	163	0	1,648	1,606	97%
平成29年度	1,739	1,700	0	39	0	0	142	0	1,881	1,788	95%
平成30年度	1,285	1,260	0	25	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成30年度から飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費の補助金を増額し、飼い猫の補助金を廃止したため生活衛生課の事業費は減少しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	地域猫活動を推進するため、飼い主のいない猫への去勢・不妊手術費用の補助金を引き上げました。また、飼い猫については、現在、室内飼育が主流となっており、屋外での繁殖活動は抑制されていることから、補助金を廃止しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	犬の登録数の増加から見て、動物を飼う区民の増加が推測され、動物に対するマナーやしつけの普及に対する要望も増えています。 犬の登録数 平成25年度 9,421頭、平成26年度 9,761頭、平成27年度 10,212頭 平成28年度 10,184頭、平成29年度 10,684頭
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	動物に関する普及啓発、猫の去勢不妊手術の費用の補助は、全ての区で実施しています。
コスト削減の工夫・余地	去勢不妊手術を行う動物病院を港区以外の動物病院にも拡大することで、手術費用が安価な動物病院を選ぶことが出来るため、手術を行う人の負担軽減が可能となるとともに、補助金の額を抑えています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	区民に対する動物愛護の基本的啓発については、区が直接実施する必要があります。
事業の課題	動物を飼うときのマナー、飼い主のいない猫を地域の環境問題としてとらえる地域猫活動など動物愛護をより広く普及啓発していく必要があります。 引き続き飼い主のいない猫対策について、地域猫活動を各総合支所と連携し推進する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	動物愛護を広く普及啓発していくため、セミナー会場を区民が参加しやすい場所にするなど、より効果的、効率的な方策の検討を進めています。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	現在、動物愛護については、明確な区民ニーズがあり、今後も大きくなると予想されます。区内の飼養動物の数は増加しているため、飼育マナー、苦情相談等の対応は引き続き重要です。
② 事業の効果性	4	地域猫活動の啓発や、不妊去勢手術補助金は飼い主のいない猫によるトラブルの抑制に効果をあげています。
③ 事業の効率性	4	普及啓発、相談受付、補助金の助成等、各種事業を総合支所と協力して実施することで、効率性を確保しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	動物関係の苦情相談件数を減らし、飼い主のマナーを確保するためには、地道な啓発活動が重要であり、継続して実施していくべきです。また飼い主のいない猫の苦情対策には、地域猫活動の啓発のほかに、猫の去勢不妊手術の実施が求められており、手術を支援する制度も継続すべきです。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	保健所運営協議会	開始年度	昭和 49 年度
所属	みなと保健所生活衛生課庶務係	種別	—
所管課長	みなと保健所生活衛生課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	⑤ 快適で安心できる生活環境の確保		

事業概要

事業の目的	地域住民の健康の保持及び増進を目的として、区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を審議します。
事業の対象	区民
事業の概要	運営協議会を年1回開催します。 審議の対象は、区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項で、保健所事業の報告を行い、委員からいただいた意見や提案を今後の事業に反映させていただきます。
根拠法令等	地域保健法、港区保健所運営協議会条例

事業の成果

指標	指標1	委員出席数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	19	15	78.9%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	19	16	84.2%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	19	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	委員の改選（任期 平成30年2月1日～平成32年1月31日） 公募区民委員の選考、決定（2名）協議会の開催（毎年1回） （平成29年度 平成30年3月20日（火）午後0時30分から みなと保健所8階会議室 指標としては、出席者数ですが、協議会から出された意見については、反映しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	276	276	0	0	0	0	0	0	276	220	80%
平成29年度	271	271	0	0	0	0	0	0	271	220	81%
平成30年度	270	270	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業費は委員出席のための報酬と会議運営の経費です。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	これまで年度末に開催していましたが、平成30年度、7月に開催できるよう準備をすすめています。 開催時期を早めることにより、前年度の報告を早期に行うとともに、協議会の意見を次年度の事業に反映することが可能になります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢化や保健医療を取り巻く環境の変化により、健康の保持及び増進に対する区民の関心は高まっていると考えられます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	地域保健法により定まっており、他自治体も同様に実施しています。
コスト削減の工夫・余地	委員報酬と会議運営のための経費であり、削減は困難です。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を審議する場のため委託の可能性はありません。
事業の課題	保健所運営協議会は年1回開催のため、区からの報告事項が主な議題となっています。意見聴取は難しい状況です。また、年度末に開催していたため、次年度に意見を反映できない状況です。保健所運営協議会での活発な意見交換につながるよう、平成28年度から保健所イベントなどの情報を提供していますが、情報提供した内容について検証する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	これまで年度末に開催していましたが、平成30年度から7月に開催できるよう準備をすすめています。 開催時期をはやめることにより、前年度の報告を早期に行うとともに、協議会の意見を次年度の事業に反映することが可能になります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区内の公衆衛生や保健所の運営に関する事項を審議する会議体であり、法律で設置が定まっているため必要です。
② 事業の効果性	4	委員と直接、意見交換ができるため、審議の内容や意見の趣旨などをその場で確認することができます。
③ 事業の効率性	4	区民、行政、関係機関、それぞれの分野から意見聴取することで、保健所の事業の効果を高めることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	区民の生活に直接、影響する保健所事業は、区民や地域の方々、関係団体等の理解と協力なしには成り立ちません。 当協議会は法律により設置義務があるだけでなく、区民、行政機関、医療関係団体、学校保健関係、学識経験者が一堂に会する貴重な会議体であり、各団体の横のつながりを深めるとともに、保健所事業の円滑な運営と更なる活性化のために継続とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	